



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年10月13日火曜日 第148号

### ◇ 目 次 ◇

#### 規 則

- 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則 …………… (保健福祉課) … 834

#### 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (2件) …………… (経営支援課) … 836
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 …………… (水産課) … 837
- 公共測量の実施の通知 …………… (道路維持課) … 837
- 公共測量の終了の通知 (2件) …………… ( ) … 837
- 指定居宅サービス事業者の指定 …………… (中予地方局地域福祉課) … 837
- 指定介護予防サービス事業者の指定 …………… ( ) … 837
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要 …………… (中予地方局環境保全課) … 837
- 道路の区域変更 (県道上尾峠久万線) …………… (中予地方局久万高原土木事務所) … 839
- 指定医師の所在地の変更 …………… (福祉総合支援センター) … 839
- 指定医師の辞退の届出 …………… ( ) … 840

#### 公 告

- 質量分析計付高速液体クロマトグラフ装置の借入れ …………… (薬務衛生課) … 840
- 誘導結合プラズマ質量分析装置の借入れ …………… ( ) … 841

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 規 則

#### ○愛媛県規則第56号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1（第2条関係）</b></p> <p>総合支援資金の貸付基準</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 延滞利子</p> <p>(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。</p>	<p><b>別表第1（第2条関係）</b></p> <p>総合支援資金の貸付基準</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 延滞利子</p> <p>(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年<u>5.0</u>パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。</p>

(2) 省略

9・10 省略

**別表第2**（第2条関係）

福祉資金及び教育支援資金の貸付基準

1～7 省略

8 延滞利子

(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元利金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

9・10 省略

**別表第3**（第2条関係）

不動産担保型生活資金の貸付基準

1～7 省略

8 延滞利子

(1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元利金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

9～15 省略

**別表第4**（第2条関係）

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付基準

1～8 省略

9 延滞利子

(1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元利金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

10～17 省略

(2) 省略

9・10 省略

**別表第2**（第2条関係）

福祉資金及び教育支援資金の貸付基準

1～7 省略

8 延滞利子

(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元利金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

9・10 省略

**別表第3**（第2条関係）

不動産担保型生活資金の貸付基準

1～7 省略

8 延滞利子

(1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元利金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

9～15 省略

**別表第4**（第2条関係）

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付基準

1～8 省略

9 延滞利子

(1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元利金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

10～17 省略

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則別表第1から別表第4までの規定は、令和2年4月1日以後に貸付決定される総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金について適用し、同日前に貸付決定された総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1091号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届 出年月日
フレスポ大洲店	大洲市徳森字宮方281-1他	大規模小売店舗において小売業を行う者	大黒天物産株式会社ほか3者	大黒天物産株式会社ほか4者	令和2年11月6日	令和2年10月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1092号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フレスポ大洲店	大洲市徳森字宮方281-1他	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No.① 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設No.② 午前10時から午後5時まで 荷さばき施設No.③ 24時間 荷さばき施設No.④ 午前10時から午後7時まで	荷さばき施設No.① 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設No.② 午前10時から午後5時まで 荷さばき施設No.③ 24時間 荷さばき施設No.④ 午前9時30分から午後7時まで	令和2年11月6日	令和2年10月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1093号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成29年3月愛媛県告示第252号）による保険に付すべき義務は、令和2年10月9日をもって消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中村時広

(中予地方局管内)

浅海加入区	北条加入区
-------	-------

○愛媛県告示第1094号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年10月1日から  
令和3年2月26日まで

- 3 作業地域 重信川流域

○愛媛県告示第1095号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年6月1日から  
9月29日まで
- 3 作業地域 愛媛県松山市西垣生町

○愛媛県告示第1096号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和2年5月13日から  
9月28日まで
- 3 作業地域 新居浜市全域

○愛媛県告示第1097号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年10月13日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 As One	訪問看護ステーション いとさくら	愛媛県伊予郡松前町北黒田405番地4	令和2年8月1日	訪問看護

○愛媛県告示第1098号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和2年10月13日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 As One	訪問看護ステーション いとさくら	愛媛県伊予郡松前町北黒田405番地4	令和2年8月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1099号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置

の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、中予保健所及び東温市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年10月13日

中予保健所長 三木 優子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
有限会社レスバスコーポレーション  
東温市見奈良1110番地  
代表取締役 越智 陽一
- 2 事業場の名称及び所在地  
見奈良天然温泉『利楽』  
東温市見奈良1110番地
- 3 特定施設に関する事項  
(1) 入浴施設（北棟2階東）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1 第66号の3 ハ 入浴施設		
特定施設の能力	0.553立方メートル×5基		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後約15日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	温泉浴槽に関する水	左記以外
	水素イオン濃度（水素指数）	通常5.8～8.6 最大5.8～8.6	通常5.8～8.6 最大5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3	通常 40 最大 60
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 4	通常 40 最大 60
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3	通常 5 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.3 最大 0.5	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1.5 最大 3.1	通常 0.8 最大 1.2	

備考 温泉浴槽に関する水は直接放流、その他は合併処理浄化槽で処理する。

(2) 入浴施設（北棟2階西）

特定施設の種類	政令別表第1 第66号の3 ハ 入浴施設		
特定施設の能力	0.688立方メートル×4基		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後約15日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	温泉浴槽に関する水	左記以外

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常5.8～8.6 最大5.8～8.6	通常5.8～8.6 最大5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3	通常 40 最大 60
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 4	通常 40 最大 60
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3	通常 5 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.3 最大 0.5	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1.5 最大 3.0	通常 0.6 最大 1.0

備考 温泉浴槽に関する水は直接放流、その他は合併処理浄化槽で処理する。

(3) 入浴施設（北棟1階西）

特定施設の種類	政令別表第1 第66号の3 ハ 入浴施設		
特定施設の能力	温泉風呂 0.66立方メートル 水風呂 0.44立方メートル		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後約15日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	温泉浴槽に関する水	左記以外
	水素イオン濃度（水素指数）	通常5.8～8.6 最大5.8～8.6	通常5.8～8.6 最大5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3	通常 40 最大 60
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 4	通常 40 最大 60
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3	通常 5 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.3 最大 0.5	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1.4 最大 3.6	通常 2.5 最大 7.4

備考 温泉浴槽に関する水は直接放流、その他は合併処理浄化槽で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	平成16年4月7日
処理施設の種類	物理処理、生物処理
処理施設の型式	接触曝気＋三次処理脱窒脱磷方式
処理施設の構造	R C造 全地下密閉型

処理施設の主要寸法（単位：メートル）	縦16.6×横14.0×高さ6.55 縦4.3×横3.1×高さ3.85 縦4.3×横5.0×高さ3.85		
処理施設の能力	1,350人槽、280m <sup>3</sup> /日		
汚水等の処理の方式	接触曝気+三次処理脱窒脱磷方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による 処理前及び処理 後の汚水等の汚 染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常5.8～8.6 最大5.8～8.6	通常5.8～8.6 最大5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 150	通常 10 最大 15
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 180	通常 5 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50	通常 10 最大 15
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 5	通常 1 最大 2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 40	通常 5 最大 10
	大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	通常 50,000 最大 100,000	通常 1,000 最大 3,000

汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常160 最大280	通常160 最大280
------------------------	----------------	----------------

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項目	排水口 No.1
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6 最大 9
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4 最大 7
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6 最大 9
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.7 最大 1.3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	通常 1,000 最大 3,000
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 300.7 最大 521.2

○愛媛県告示第1100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名乙1919番1地先から同町二名乙1837番4まで	旧	メートル 3.6～31.3	キロメートル 0.332	
		上浮穴郡久万高原町二名乙1919番3から同町二名乙1837番4まで	新	メートル 5.5～32.4	キロメートル 0.332	

○愛媛県告示第1101号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
松野 裕介	西条中央病院	西条市朔日市804番地	市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	令和2年9月1日
大蔵 隆文	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	令和2年4月1日
内藤 聡	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	ないとう眼科	宇和島市弁天町3丁目1番10号	令和2年9月4日

○愛媛県告示第1102号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	北 畑 真 美	東温市志津川	令和2年9月1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	住友別子病院	岡 明 宏	新居浜市王子町3番1号	令和2年9月3日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

質量分析計付高速液体クロマトグラフ装置の借入れ（リース）

(2) 借入物品名及び数量

質量分析計付高速液体クロマトグラフ装置一式（使用に当たり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置、保守等一式を含む）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書、同別記及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間

(5) 借入場所

愛媛県立衛生環境研究所4階低沸点物質分析室

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始日前日までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

(3) 借入物品の搬入設置、必要な配管配線及び稼働調整を適確に実施し、かつ、機器調整や緊急時の修理対応が可能であること。

(4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立衛生環境研究所総務調整課

〒790-0003

愛媛県松山市三番町八丁目234番地

電話 (089) 931-8757

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和2年11月24日（火）午後5時までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和2年11月12日（木）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和2年11月12日（木）までの日（土、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)と同じ。

(4) 開札の日時及び場所

令和2年11月25日（水）午後1時30分

愛媛県立衛生環境研究所5階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立衛生環境研究所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和2年11月17日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和2年11月17日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県立衛生環境研究所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書及び同別記による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: High-speed liquid chromatograph system with mass spectrometer, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 25 November 2020  
(Time limit of tender by registered mail: 5:00 p.m., 24 November 2020)
- (3) For further information, please contact: General Affairs Coordinating Division, Ehime Prefectural Institute of Public Health and Environmental Science, 8-234 Sanbancho Matsuyama City, Ehime 790-0003 Japan  
TEL (089) 931-8757

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
誘導結合プラズマ質量分析装置の借入れ（リース）
- (2) 借入物品名及び数量  
誘導結合プラズマ質量分析装置一式（使用に当たり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置、保守等一式を含む）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書、同別記及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間
- (5) 借入場所  
愛媛県立衛生環境研究所4階重金属分析室
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ

た業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始日前日までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
- (3) 借入物品の搬入設置、必要な配管配線及び稼働調整を適確に実施し、かつ、機器調整や緊急時の修理対応が可能であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県立衛生環境研究所総務調整課  
〒790-0003  
愛媛県松山市三番町八丁目234番地  
電話 (089) 931-8757
- (2) 入札書の受領期限  
開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和2年11月24日（火）午後5時までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。
- (3) 入札説明書の交付方法  
入札説明書は、公告日から令和2年11月12日（木）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。  
ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和2年11月12日（木）までの日（土、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

令和2年11月25日（水）午後2時  
愛媛県立衛生環境研究所5階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県立衛生環境研究所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
ア 提出期限  
令和2年11月17日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。  
イ 郵送等による取扱い  
郵送等により提出する場合は、令和2年11月17日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。
- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立衛生環境研究所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Inductively coupled plasma mass spectrometer, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 25 November 2020  
(Time limit of tender by registered mail: 5:00 p.m., 24 November 2020)
- (3) For further information, please contact: General Affairs Coordinating Division, Ehime Prefectural Institute of Public Health and Environmental Science, 8-234 Sanbancho Matsuyama City, Ehime 790-0003 Japan  
TEL (089) 931-8757